

平成 29 年度 第 3 回 高知市障害者計画等推進協議会

日時：平成 29 年 12 月 1 日（金）18 時 30 分～21 時 00 分

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

開会

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 3 回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。

本日は皆様、お忙しいところ、協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます障がい福祉課の入木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、前回と同じく内容が盛りだくさんでございますので、会議の終了時刻を 30 分延長いたしまして、21 時終了予定とさせていただきます。それから、本日の会議ですが、横田委員様と竹島委員様、お二方からちょっと都合により欠席という連絡を頂いております。

それではまず、本日使用する資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、事前に皆様にお配りしております平成 29 年度第 3 回の協議会次第の 1 枚物と、それからホッチキス留めをしております第 3 回協議会の資料の冊子になってるものですね。3 つ目としまして、配付資料としまして「平成 29 年度高知市障害等のある子どもの支援に関する調査」の自由記載と書かれたものです。この資料につきましては、本日は配付のみということで時間の都合でちょっと説明は割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料がお手元がないという方はいらっしゃいませんか。不足していらっしゃるという方がおいでたら事務局までご連絡を下さい。

では、本日の協議会のスケジュールについて簡単にご説明いたします。本日の協議会は、まず、次期高知市障害者計画素案の冒頭部分になります「基本理念」、「基本方針」、「計画の推進のために」、それから、「計画体系図」、この 4 つの項目について説明、報告をさせていただきます。次に、素案の本題部分に入りますが、最初に重点施策が含まれております。次第でいうと、2) の①から⑦のうち、最初に施策②、③、④、これについて先にご報告をさせていただきます。その後で、一旦そこで切りまして質疑応答の時間をとらせていただきます。後半は、重点施策以外の施策について報告をさせていただきます。最後に、全体の素案ということで、皆様のほうに協議をいただく予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、この協議会は、情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただいて、その後マイクを通してのご発言をお願いいたします。

それでは、ここから鈴木会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

皆さん、こんばんは。お忙しい中、お越しをいただきましてありがとうございます。第3回の高知市障害者計画等推進協議会ということで、いよいよ障害者計画の内容についての協議が開始する、このようになっております。

本日は、非常に長い時間となっております。2時間半ということにして、まずは、計画の基本理念、基本方針、それから、計画体系図の中身の協議、そして、重点施策の協議から進めていくということで会を進めたいと思います。

なお、先ほど司会の方からは最後に全体の協議を進めるということでご説明いただいたんですけども、中身盛りだくさんですので、まず、重点施策について質疑応答の後でこの内容について協議をしたいと思います。そして、その後、重点施策以外の施策についての報告を事務局から頂いた上で、その中身について引き続き協議を進めるということで協議も二段構えでいきたいと思いますので、この点は委員の皆さんよろしいでしょうか。

では、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは早速、まずは報告事項ということで、事務局のほうからまずは前半部分の協議に向けた報告をお願いいたします。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

それではすみません。早速、ご説明のほう始めさせていただきたいと思います。健康福祉総務課の朝比奈と申します。座って失礼いたします。

お手元の資料、推進協議会の資料をお配りさせていただいておりますが、その資料のページとしまして4ページをお開きください。私のほうからは、この4ページからの部分を説明させていただきます。高知市障害者計画(平成30年～32年度)、次期計画の素案としまして基本理念のところをこちらに書かせてもらっております。「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を基本理念としまして、全ての人々が共生できる地域社会の実現、それから、ライフステージに沿った夢や希望の実現というものを大きく掲げさせてもらっております。その下に書いてありますが、「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」のために、お互いに理解し、人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。その社会の中で、障害のある人が自己の能力を最大限に発揮し、夢や希望を実現するための支援体制の構築を目指します。

5ページ目に移りまして、基本方針を細かく説明させてもらっております。共生社会の実現のためには、障害のある人が生活や活動について自分で選び、決定することができ、地域の一員として、包容、インクルージョンという言葉が近年使われておりますが、される社会づくりが重要となっております。そのために、自立した生活を目指した支援やサービスの充実を図っていくとともに、社会にある障害を理由とした差別や偏見を無くし、ソ

フト、ハードの両面にわたるバリアフリーを推進していきます。

次のところに移りますが、障害のある人が夢や希望を実現していくためには、その人の可能性や能力を高めることが重要です。そのためには、その人のライフステージに沿った切れ目ない支援体制や、障害の特性や状態、個々のニーズに応じた支援体制の構築とともに、家族への支援も必要です。これらについて、保健・医療・福祉の連携や市民と行政の協働によって充実を図っていきます。

続きまして、6 ページですが、計画の推進のためにそれぞれの役割をこちらのほうに書かせてもらっております。「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を実現するためには、高知市の役割、市民の役割、障害のある市民の役割、地域の役割、企業の役割、関係機関の役割、障害者団体の役割、NPO・ボランティア団体の役割等がこちらのほうに記載させてもらっております。

最後に、8 ページ目になりますが、こちらの体系図のほうは、これまで皆様からご意見を頂きながら修正等を加えてきた体系図になっております。基本理念につきましては先ほど説明したとおりで、施策区分のところにつきましては1番のところ、保健・医療の充実部門。施策1-1につきましては、前回、中屋委員、山本委員から健康面についてのところのご意見を頂きましたので、1-1の施策を「健康的な生活習慣づくり」という文言に変更させていただきました。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

それから2番のところ、2-3のところですね。生活支援の充実という施策区分の中で、2-3の部分についても委員の皆様から意見を頂きまして、素案を書く中で表現を「精神障害者の地域生活実現のための支援」ということで、表現を変更させていただいております。

そのほかの施策につきましては大きな変更はないのですが、中身の素案のところでもまた詳細を説明させていただきますが、③多様な雇用と就労の促進の部分、④療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実、⑤家族支援の充実、⑥啓発の充実、⑦生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくりというところで、全てで7つの施策区分についてをこちらに書かせてもらっております。

右側の施策の部分につきましては、今回指標となっているものにつきましても書かせてもらっておりまして、黒で丸が付いておりますが、それは指標・目標値として書かせてもらっております。3-1、4-1、4-2にそれぞれ書かせてもらっておりますが、素案の部分にも書いておりますので、説明等と含めまして指標等については後ほど見ていただければと思います。

それでは、続きまして、素案のほうに、説明のほうに移りたいと思います。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中と申します。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。私のほうからは、施策区分②生活支援の充実についてと、施策区分③多様な雇用と就労の促進について、ご説明をさせていただきます。

まず、施策 2-1、新たな相談支援体制の構築についてでございます。資料のほうは 14 ページになってまいります。これは、次期計画における重点施策となっておりますが、現計画におきましては、相談・ケアマネジメント体制の充実に当たる部分になってまいります。現計画におきましてはサービス等利用計画への取組が遅れておりましたので、事業所の増加に取り組んでいくこと。あと、委託相談支援事業所の再編といった内容をお示しているところでございます。

次期計画につきましては、現状といたしまして、自立支援協議会において検討を行いました結果、基幹相談支援センターを 31 年度に設置する方向で準備を進めていること。そして、現計画に記載をいたしておりますサービス等利用計画につきましては一定めどが立ったといったことになってまいります。

課題といたしましてはアンケート結果、それから、意見交換会におきまして、「相談先がない」、「サービスを知らない」といったような方が一定いらっしゃったことを踏まえまして、周知の取組が必要であること。あと、重複障害者や高齢障害者、多問題世帯に対応できる人材育成が必要であるといったことが挙げられます。

こういったことを踏まえまして、この施策に伴う今後の方向性、取組といたしましては次の 3 点といたしております。

まず、1 点目が、基幹相談支援センターの設置でございます。自立支援協議会における検討の結果、31 年度に直営にて設置をとのご提言を頂いたところでございますので、設置に向けた準備を進めていくとともに、設置後におきましては、人材育成や困難ケース支援といった地域の相談支援体制の強化。それと、地域ネットワークの構築、あと、自立支援協議会や各検討会の運営を行うことで地域課題の解決に向けた流れを構築していく。この 3 点を重点項目として取り組んでまいりたいと考えております。

2 点目が、相談窓口の周知でございますが、アンケートや意見交換会の結果を踏まえまして、相談窓口の周知について取り組んでまいりたいと考えております。

3 点目が、質の高いケアマネジメントができる人材育成でございます。これは、基幹相談支援センターの設置の部分と重なるところがございますが、困難事例に対応できる人材育成について基幹相談支援センターを中心に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施策 2-2、生活支援サービスの充実についてでございます。資料のほう 16 ページになります。この部分につきましても次期計画における重点施策でありますとともに、現計画に引き続いての施策となっております。現計画におきましては移動支援、同行援護、短期入所事業所、また、医療ニーズの高い方の日中活動場所の不足等がある中で、ニーズに沿ったサービスが利用できるよう基盤整備を行うこと。また、高齢化でありますとか、親亡き後といった問題がある中で地域生活支援拠点の整備を行うということ。あと、医療ニーズの高い子供さんや発達障害など個別性の高い方につきましては、個別支援会議や自立支援協議会を通して支援体制を検討していくといった内容としてるところでございます。

次期計画についてですが、現状といたしましては制度改正を重ねてきまして、今日では高次脳機能障害や発達障害、難病患者もサービスの対象となってまいりまして、サービス利用者、それから事業所ともに増加傾向にある状況でございます。その中で特に放課後等デイサービス事業所の増加が著しいといったことなどが挙げられるところです。

課題といたしましては、現計画に引き続きまして、医療的ケアが必要な方や重度障害のある方への短期入所や日中活動場所が不足しているということ。また、地域生活支援拠点に関しましては、自立支援協議会におきまして、短期入所を取り上げて議論をいたしましたが、依然として、質の向上、それから量の充実が必要であるといったこと。あと、障害の重度化・高齢化・多様化等に加えまして、世帯における課題が複合・複雑化して、一つの単一機関で支援することが困難な事例や、また制度のはざまにある事例などが増加しているということを踏まえまして、包括的な支援対策の検討が必要であるといったことが挙げられるところです。

こういったことを踏まえまして、この施策に伴う今後の方向性、取組といたしましては、ニーズに応じた地域生活の支援体制の整備といたしております。内容につきましては、協議の場といたしましては自立支援協議会も活用すること。あと、個々のニーズを的確に拾い上げていくために、基幹相談支援センターを中心とした人材養成、また関係機関のネットワーク構築などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2-3、精神障害者の地域生活実現のための支援についてでございます。資料のほうは、18ページとなります。現状、課題といたしまして、国におきましては、平成16年から退院促進という一定の方向性を打ち出しまして、今日まで様々な施策を行ってきております。第5期障害福祉計画に係る国の基本指針におきましては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」といったことが示されまして、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできるシステムづくりといったものが求められていることです。本市におきましては、平成27年度から取組を始めておりまして、現在、病院、相談支援等の関係者による高知市精神障害者地域移行支援会議を設置いたしまして、地域移行していくための仕組みでありますとか、地域生活における支援策について検討を行っているところでございます。平成28年度からは、精神障害当事者のピアサポーターと共に活動を始め、また、今年度からは精神障害者地域移行促進事業を開始するなど、取組につきましても強化をしているところでございます。ただ、平成29年6月30日時点の入院者から推計した、例えば条件を整えば地域生活が可能な方といったことで、高知市におきましては、大体139人から190人という数字が出ております。ですので、今後は今まで以上に関係者による連携した取組が求められるといったところでございます。

次期計画におきましては、本市といたしましては、退院者は約150人。これを一つの目安として退院促進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

こういったことを踏まえまして、この施策に伴う今後の方向性、取組といたしましては、既に実施をしております高知市精神障害者地域移行支援者会議、「地域いこうかい」と呼ん

ですが、これを継続して実施をするとともに、より積極的に地域移行を進めていくために、精神科医療等の代表者による高知市精神障害者地域移行代表者会議、それから実務者によりまず高知市精神障害者地域移行実務者会議を新たに立ち上げまして、退院できる人、退院した人が地域でその人らしく生活することを実現できる仕組みを作ってまいりたいと考えております。

続きまして、施策 2-4、社会参加・生きがいの促進についてでございます。資料の 20 ページになります。これは現計画に引き続いての施策でございます。現計画におきましては、移動支援や同行援護の実施回数を検討していくこと。それから新図書館により視覚障害者の生活を支援すること。あと、手話言語条例の制定を進めていくなどといった内容にいたしております。

次期計画についてですが、現計画と同じく、移動支援事業につきましては利用者が増加傾向にありまして、突発的な対応ができない場合があると。それから、同行援護につきましては従業者の資格要件の経過措置が平成 30 年 3 月で切れるといった状況がございましたので、事業所向けの説明会などを行いまして、事業所がサービス提供できなくなるというような事態にならないように対応してまいりました。また、視覚訓練は個々のニーズに応じた訓練を実施しているといったところでございます。

こういったことを踏まえまして、この施策に伴う今後の方向性、取組といたしましては、次の 2 点といたしております。

1 点目が、日中活動の充実に向けた支援の強化ですが、内容といたしましては、引き続きサービスでありますとか、各種助成などによりまして、外出の促進を図ってまいりたいと思っております。あと、平成 30 年 7 月に開設予定であります、「オーテピア高知 声と点字の図書館」によりまして、視覚障害のある方を始めとした情報へのアクセスに障害のある方の読書・情報環境の充実を図りまして、生涯学習や社会参加の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

2 点目が、地域福祉の視点に立った地域交流、生きがいの場づくりについてでございます。近年、国におきましては、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現といったことが強くうたわれております。将来的には住民主体の地域づくりが求められているところでございます。ですので、今後はそういった視点を持って、地域を巻き込んだ交流の場でありますとか、生きがいの場についても視野に入れながら、自立支援協議会、それから、基幹相談支援センターを中心に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、施策 2-5、権利擁護の推進についてでございます。資料 22 ページとなります。これも現計画に引き続いての施策になっております。現在の計画におきましては、相談支援事業所の増加といったことを踏まえまして、相談支援専門員の力量アップでありますとか、関係機関のネットワークの構築、緊急時の受皿整備、成年後見サポートセンターとの連携の必要性などといった内容を記載をいたしております。

次期計画につきましては、虐待に関する相談が増加している現状を踏まえまして、引き

続き相談支援専門員や施設職員の虐待防止に関する研修，それから，さらには意思決定支援に関する知識・技術の習得に係る取組が必要であるとも考えております。また，本人の意思決定の支援を行うものとして，日常生活自立支援事業でありますとか，成年後見制度といったものがございしますが，親御さんの高齢化といったことに伴いまして，今後，これらの利用者は増加するものと見込まれるところでございます。

こういったことを踏まえまして，この施策に伴う取組といたしましては，次の2点といたしております。

1 点目が，障害者虐待の防止についてでございますが，内容といたしましては，緊急時の受入体制の整備，そして，相談支援専門員が早期に虐待を発見する力を身につけていくことでありますとか，関係機関とのネットワークづくりについて支援をするなどの取組を行ってまいります。

2 点目が，権利擁護の普及推進でございますが，成年後見制度が必要になってくる人が今後増加するであろうといったことを踏まえまして，成年後見サポートセンターとも連携を図りながら，成年後見制度の周知を行いまして，また必要に応じて市長申立てについても行ってまいりたいと考えております。

次に，施策2-6，施設入所者の生活の質の向上についてでございます。24 ページとなります。これも現計画に引き続いての施策でございます。次期計画につきましては，現状と課題といたしまして，現計画にも記載されておりますが，サービス等利用計画が必須化をされまして，施設，相談支援事業所，家族間の連絡・連携が強化をされてまいりました。施設におきましても，苦情相談窓口の設置や各種検討会の設置など取組が進められているところでございます。行政のほうも障害支援区分の認定調査時における本人の状況把握，それから定期的な実地指導によりまして，施設の運営状況の把握に努めているところでございます。また，入所者の重度化，それから高齢化に伴いまして，施設として人材育成等の体制整備が必要であるといったことが挙げられるところでございます。

こういったことを踏まえまして，取組といたしましては，施設入所者のケアの質の向上といたしております。内容といたしましては，施設職員の専門研修の受講勧奨を行うこと。また，個別的な課題につきましては，相談支援専門員との連携を図りながら，個別支援会議を通して解決に向けた取組を行うこと。あと，本人や家族の方に対しましては，苦情窓口等の周知を図りまして，施設に対しましては定期的な実地指導の中で，本人，家族などからの相談に対応できる体制整備に努めていただくよう，指導を行ってまいりたいと考えております。

続きまして，施策③に入っております。施策③多様な雇用と就労の促進についてご説明をさせていただきます。施策区分③につきましては，現計画におきましても同様の施策区分名として掲げておりまして，引き続き取り組んでいく形といたしております。

まず，3-1，適性に応じた就労と職場定着への支援についてでございます。25 ページになりますが，こちらは重点施策となっております。現計画におきましては，適性に応じた

就労支援といたしておりますが、次期計画につきましては、平成 30 年度から就労定着支援という新たなサービスが創設されるといったことを踏まえまして、「職場定着への支援」の文言を付け加えた形といたしております。現計画におきましては、就労支援だけではなくて生活面も含めた支援が必要であるということ。あと、事業所同士の情報共有が余り図られていないこと。そのほか、サービス等利用計画と個別支援計画を連動させていく必要があるといったこと。また、特別支援学校在学中にアセスメントを受ける仕組みを構築する必要があるといったことなどを課題として捉えまして、それらに対する取組といたしましては、就労支援事業所と特定相談支援事業所との連携。それから、就労検討会を活用した事業所職員の質の向上、関係機関との連携などといった内容といたしております。

次期計画につきましては、現状といたしましては、就労検討会を活用いたしまして事業所職員の質の向上に向けた取組として研修会の開催、それから関係機関の連携ということで特別支援学校進路担当の方との意見交換会といった取組を行ってきております。また、就労アセスメントにつきましても関係機関、それから、県を巻き込んでの取組を行いまして、その流れ、仕組みを構築をいたしております。さらに、県下共通のアセスメントシートについても、作成をいたしております。

課題といたしましては、事業所職員が適切な評価、支援が実施できるとともに、事業所以外の例えば特定相談支援事業者、それから学校教職員、また、一般就労先の企業などが共通認識を持ちながら支援をしていく。そういう連携に関する取組を継続していく必要があること。また、平成 30 年度からの就労定着支援を円滑に実施することにつきましても、課題の一つであると考えております。

こういったことを踏まえまして、この施策に伴う方向性、取組といたしましては、就労支援の体制づくりといたしております。内容といたしましては、就労検討会を中心に引き続き人材育成、それから相談支援専門員などとの横の関係づくりを行っていくということ。また、就労定着支援が始まることを踏まえまして、関係者による就労定着に向けた支援体制づくりを検討していくことといたしております。なお、障害福祉計画において定めることとされております成果目標についてなんですが、次期計画より新たに各年度における就労定着支援による職場定着率に関する目標値を設定することとされました。障害福祉計画のほうにも記載はいたしますけれども、この部分にも関連する内容でありますので、指標・目標値ということで、重ねて記載をいたしております。なお、指標・目標値につきましては 70%と設定をし、取組を行ってまいります。

最後に 3-2、障害者の就労に関する事業所の理解の促進についてでございます。27 ページになっております。この施策 3-2 につきましては、現計画から引き続いてという形になっております。この部分は一般就労を踏まえた内容となっておりますが、現計画におきましては一般就労をした場合、一定期間のフォローはありますが、一定期間を過ぎると離職者が増加傾向にあるということ。また、障害の特性上、上司や同僚となじめずに職場でも孤立していくといったことを踏まえ、一般企業とつながりのある就労移行支援事業所

を対象とした研修会、勉強会といったことを通して一般企業の理解を促進していくこと、そしてハローワークや職業センター、高知県などの関係機関を巻き込んで、職場定着支援の在り方を検討するといった内容といたしておりました。

次期計画につきましては、これまで企業との勉強会や一般就労に携わる支援者との意見交換会を開催するなどして、障害の特性に対する理解促進の取組を行ってまいりました。

課題といたしましては、先ほども触れましたが、平成 30 年度から新たに就労定着支援のサービスが開始されるということで、その円滑な実施におきましては、これまで以上に一般就労先の障害特性の理解が必要であるといったところでございます。

こういったことも踏まえまして、今後の方向性の取組といたしましては、障害者の就労に関する事業所への情報提供や助言といたしております。内容といたしましては、基本的に現計画の取組を引き継ぐといったような形にしておりまして、一般就労へ送り出す側の事業所職員向けの研修会を開催することで、障害の特性に対する一層の理解を深めていただくこと。また、3-1 のところで申し上げました就労定着支援につきましては、関係者による支援体制づくりも検討してまいりますが、この就労定着支援を通じて企業への理解促進につきましても一層努めてまいりたいというふうを考えております。

私のほうから以上になります。

(事務局 子ども育成課 和田)

続きまして、施策④について子ども育成課の和田と申しますが、和田のほうから説明をさせていただきたいと思っております。座って説明いたします。

まず資料のほうですけれども、28 ページからとなっております。28 ページから 41 ページまで、ご説明をしたいと思います。まず、全体的な構成についてなんですけれども、施策 4 は療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実についてということで、現計画の流れと大きく変動はありませんけれども、新たなものとして 4-1 の地域連携体制の中に医療的ケア児を含む重度の障害のある子供への支援のための関係機関との協議の場の設置について記載をしておりますので、後ほどご説明をしたいと思います。

では、順に内容についてポイントを報告いたします。まず、28 ページですが、4-1 の早期発見・早期療育システムについてですが、現状と課題としましては、本市の幼児健診受診率が大幅に向上しまして早期発見の機会拡大につながっているという点。そこから「子ども発達支援センター」での支援につながりまして、専門療育につながるケースが増えつつあるということ。一方で、専門医療機関の受診待機期間の長期化が問題となっている点について記載をしています。また、親子通園施設ひまわり園での「ゆったりっこクラス」の設置により、発達のゆるやかな乳児や医療的ケアの必要な子供の日中活動の場、そして発達支援の場ができたということについて挙げています。

今後の方向性としましては、引き続き幼児健診受診率を維持していくこと。それから、受診を待たずとも、保護者と共に子供の発達や発育面の理解を深めて、よりきめ細かい支

援を充実をさせていくこと。必要時、専門療育へスムーズにつないでいくということを目指して、事業を実施していくことにしました。

次のページ、お願いいたします。30 ページです。30 ページはサポートファイルの効果的な利用推進についてです。サポートファイルについては記載してあるとおりになんですが、27 年度にファイル式に改定をしまして、子ども発達支援センター事業の利用者には積極的な配布を行っております。そして、関係機関への説明会の実施など、周知に努めているところでもありますけれども、まだまだ十分な活用には至っていないというのが現状です。スムーズに情報であるとか、支援内容が引き継がれるための仕組みづくりが必要となっているという点が課題となっています。

今後の方向性として、引き続き早期に手に取れるように子ども発達支援センターを始め、関係機関への周知徹底を図りまして、配布と活用を進めていきたいと考えております。

右の 31 ページになります。重度の障害のある子供（医療的ケア児を含む）への支援のための関係機関の協議の場の設置についてです。これは、現計画にはないもので、新たに加えて記載をしております。現状と課題にありますように、重度の障害のある子供が地域で生活するケースが従来よりも増えてきております。そこに制度であるとか、サービスというのは追いついていないというのが現状です。障害者総合支援法及び児童福祉法改正法においても平成 30 年度末までに、自治体において各関係機関が連携して協議する場を設置するということが求められていることもありまして、30 年度には協議の場を設置するというようにしております。

以上が 4-1 の説明になります。

続きまして、32 ページ。4-2、保育・教育における集団生活の中での一人一人の発達に
応じた支援の充実についてです。この項目は重点施策となっております。まずは、就学前の支援の充実からご説明します。現状と課題についてです。特別な支援を必要とする子供の保育所への入所が増加しており、一人一人の状況に応じた支援が必要となっております。本市の保育所における特別支援保育は、集団の中で共に育ち合うことを目的とした統合保育の形態で開始しまして、インクルーシブ保育の概念を取り入れ実践しております。必要に応じてクラスに特別支援保育の保育士を配置しながら、特別な支援を必要とする子供さんへの生活面や発達面の支援を行っているところです。就学前児童の保護者というのは、我が子の障害や特性を知ると同時に受容が求められる時期でもあり、子供との関わり方についてアドバイス等を必要としています。そこに関わる職員が今必要な支援が何かを常に考え、共有していくことの重要性和、保護者の気持ちに寄り添いながら、一緒に考えていける関係づくりの積み重ねが求められており、関係各課・機関が連携し、課題を共有した上で支援の方法や環境の工夫等を共に考える体制づくりがこれからの課題となっております。また、就学前の大切な時期の支援として児童発達支援がありますが、年々利用者が増えてきている現状です。子供のニーズに合った支援を組み立て、実施ができるよう相談支

援専門員や事業所職員の質の向上も課題となっています。

今後の方向性としては、保育に関しては上から3点挙げています。まず、一人一人の発達に応じた支援をしていくこと。それから、2点目に就学前の子供に関わる職員の資質向上。3点目は保育施設における特別支援担当保育士の配置についてなんですが、これはこれまでの方法を見直しまして各園の状況や課題に合わせた相談ができる園支援のための巡回訪問に切替えをしていく予定となっています。また、子供の特性や発達に合わせた質の高い支援の提供ができるよう、関係機関との連携やスキルアップを目指して基幹相談支援センターを中心とした課題共有の場の設置を検討をしていきます。

続いて、次のページをめくっていただきまして35ページになります。学校教育の支援の充実（特別支援教育の充実）についてです。現状と課題についてです。昨年の4月に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、学校教育において合理的配慮を推進することの重要性が法的にも裏付けされたことによりまして、より学校教育における特別支援教育の充実に向けて取組を図っていかねばならないと考えております。平成29年度に実施しました障害者のアンケート結果からは、多くの切実な意見が寄せられており、その重みを受け止めているところです。主な内容としまして、各学校におきまして特別支援学級の担当者だけでなく、通常の学級の教員にも障害に対する知識や理解をもっと専門的に学び、保護者や子供たちの困り感にもっと寄り添ったサポート体制の強化をしてほしいこと。一般的にはインクルーシブ教育システムといった言葉はよく耳にするようにはなったものの、実質的なインクルーシブ教育システムの推進を図ってほしいといった意見や、特別支援学級の在籍児童数の増加に伴う教員及び支援員等の配置の少なさからくるマンパワーの不足。そして学力や進路保障、就労についての不安が小学生の頃から既にあるというご意見も見られました。なお、特別支援学級に在籍しながら通常の学級との交流を図れており、充実した学校生活を送っているといったご意見も同時に見られており、今後、充実を図るために学校間や教員間に差が生まれぬよう、より専門性の向上を図るとともに、特別支援学級の質的向上を図ってほしいといった、学校教育に対する期待が求められておりました。本市の現状としましては、毎年12月に実施しております高知県「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」。平成28年9月現在ですけれど、結果のほうから小学校・義務教育学校前期課程では発達障害の診断・判断のある児童4.1%、可能性のある児童を合わせますと7.9%。中学校・義務教育学校後期課程では発達障害の診断・判断のある生徒は3.4%、可能性のある生徒を合わせますと6.2%となっています。これは特別支援教育元年と言われる平成19年度から比較いたしますと小学校等では約2倍、中学校等では約2.5倍に増加している現状でございます。さらにインクルーシブ教育システムの構築が叫ばれている中、教育相談や就学相談の多様化が進んできており、現在では医療的ケアの必要なお子さんの就学についての相談も寄せられているところです。また、29年度5月1日現在の本市の小・中・義務教育学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童生徒が全特別支援学級在籍児童生徒数の52.9%と

なっております。この数は知的障害特別支援学級 39.1%を上回っておりまして、この状況がここ数年継続していることから 29 年度から新たに自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修の取組を始めているところです。今後は、本市が更に特別支援教育の充実を目指していくために、特別支援教育のスーパーバイズができる専門家の導入などの必要性を強く感じているところです。

今後の方向性としましては、29 年度のアンケートのご意見にも含まれていましたように、これまでの取組を継続しながら特別支援教育の質的向上を目指した支援体制整備の強化。さらには、特別支援学校や特別支援学級にとどまらず、通常の学級においても特別支援教育の充実を図るために教員全体の資質向上を目指した取組を推進いたしますとともに、特別支援教育の充実を図りたいと考えております。

事業につきましましては、これまで取り組んできました事業に加え、平成 27 年度からタブレット PC 活用事業の取組を行っているところです。特別支援教育にとって有効であると言われるタブレット PC の普及のため取り組んでいます。

指標としましては、発達障害等の診断・判断のある児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率を現計画では 90%と示しておりましたが、今回は通常の学級を含めた充実に向けた取組を行いまして、作成率 100%を指標にしたいと考えております。

続きまして 39 ページになります。放課後・長期休暇への支援内容の充実についてです。放課後や長期休暇を支援するサービスとしまして、大まかには福祉サービスと放課後児童クラブがあります。福祉サービスについては、放課後等デイサービスが 2 年間で 14 か所増えまして一定の数の確保はされておりますが、今後は、支援内容の強化をして更なる充実を図っていくということが必要と考えています。また、繰り返しにはなりますけど、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子供を受け入れる事業所や短期入所については、まだ数が少ないと言えます。放課後児童クラブにつきましましては、6 年生まで対象が拡大したことと開設時間が延長したこと。そして、必要に応じて支援員を配置しているという現状となっております。

今後の方向性ですが、就学前の支援と重なりますが、支援内容の充実を図るために事業所や関係機関との課題共有の場の設置を検討していくこと。そして児童クラブに関しては、より一層研修や相談を通じて支援員の質の向上を目指していきます。

次のページです。41 ページになります。卒業後に向けた支援の強化についてです。特別支援学校に在籍している児童生徒に対しては、個別支援会議や進路相談会等で指定障害児相談支援事業所が中心になって、本人、家族、関係機関が一緒になって卒業後の支援について検討している現状であり、今後も指定障害児相談支援事業所の質の向上に努めていく必要があります。また、27 年 4 月からは卒業と同時に就労継続支援 B 型を利用する場合には、在学中に就労移行支援事業所によるアセスメントを実施して、就労への適性を評価することが必須となっております。本市では、26 年度から取組を進めており、B 型を希望

する特別支援学校の高等部 2 年生対象で就労アセスメントを実施しています。卒業後の進路に向けて新たな関係機関が加わることから支援が途切れないようつないでいくことが大切と考えています。

今後の方向性では、関係機関と支援内容の共有を図り、アセスメントの力量形成に取り組むということ。更なる連携強化を図るとともに支援が途切れないための仕組みづくりについても検討していくこととしています。

以上で、施策 4 についての報告を終わります。

(鈴木会長)

よろしいですか。はい。それでは、ご報告ありがとうございました。

ここからは、今、事務局が席に戻っていますが、この次期計画の基本理念、基本方針、それから計画推進のための計画体系図について、それから重点施策に関連した施策 2、それから施策の 4 の内容について委員の皆様から質問があれば質問を頂きたいと思います。あわせて効率的に議論を進める上で、質疑と併せて協議も実施するというので進めてまいりたいと思いますが、この計画の全体図、理念、方針、それから体系、それから施策の 2、施策の 3、施策の 4 についてご質問あるいはご意見等ありましたら委員の皆様からお受けしたいと思いますが、ないでしょうか。

すいません、少し効率的に進めたいと思うので順番に行きたいと思います。まず、基本理念、基本方針、それから計画推進のための体系図ということで、お手元の資料の 4 ページから 8 ページまでのところでまず、ご質問それからご意見を頂戴したいと思いますが、この点はいかがでしょうか。また、中身の議論の中でここに戻るということも当然あると思いますので、順番に進めたいと思います。続いて施策の 2 ですね。ページでいいますと資料の 14 ページから 24 ページですね。14 ページから 24 ページのところ少し時間を取りたいと思いますが、質問ないしご意見がありましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。はい。会長お願いします。

(中屋副会長)

身体障害者連合会の中屋です。

相談のところの 4 人って書いているでしょう。ちょっと待ってください。ごめんなさい。具体的なことというのはないんですけど、相談指定事業所ばかりの話になってるんですが、重度から障害者当事者相談員という制度があります。一般の方で公のサービスと違わないかどうかという問題は別として、先に生きてきた者たちということではあるんだと思うんですね。その後で精神障害のところではピアサポーターっていうものが使われたときは、そういうのが障害者計画に入るんだとしたら、古くからある障害当事者相談員という文言もどっかに入れてほしいなというふうに思うんですね。もちろん障害が偏っていたり、それから、地域別になかなか配置できなくて住んでるとこが固まっていたりするという不都合

なこともあるんですが、今は高知市に 20 数名だからちょっと正確な数字は忘れたんですけども、20 何名かおまして、高知市の福祉のしおりにもしっかり名前も出ている者たちなので、こういう計画の中で何か位置付けをしてほしいなど、希望的観測も含めてお願いしたいなと思います。

(鈴木会長)

既に当事者相談員始め、既に相談支援にこれまでに従事してきた人たちの位置付けということのご意見を頂戴しましたが、ここでは、一つこの項目そのものが質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成というところなわけですけれども、プラス例えば当事者相談員だとか、ピアサポーターの活用であるとか充実ということも含めてということによる方がいいですかね、ご意見として。逆にちょっと質問。もう一度確認して。

(中屋副会長)

僕、今の意見は漠然と言って、こういうものというものではないですけど、そういう区分の者たちもいるっていう位置付けを何かして行ってほしいな。ここまで来てこれぐらいにこう、行政とか事業所はしっかりしていると、まるで個人的な意見ですけれども。当事者相談員の枠を飛び越えて行政へ行ってしまうというような形になるので、そもそもこれは逆に解釈をすれば公的支援のハードルが高かった時代に相談員制度というのがあって、今どんどん窓口が広がって何も代理人に相談しなくても行政へそのまま行けばいいよというような時代になってきたので、本当はなくてもいいのかなというふうは何年か前から議論はしてるんですが、それは障害福祉法で決まっている制度なので無くならないんでしょうね。相談数も障がい福祉課で統計とってもらってますけれども、多分年々だんだん減ってきてるんだろうと思うんですけども、でも、こういうもので位置付けされ、国の制度なのでやっぱりどっかに位置付けてほしいなというのが、自分の感想なんです。

(鈴木会長)

ありがとうございます。既に今、当事者性を持つ相談支援者が高度障害、後見福祉の領域においては活躍してきたというのは、これは歴史的事実であり、周知のところというところだと思いますし、なおこれからも相談支援体制を考えるときには当事者性を持つ相談員等の支援者の活用ということは必須になるということのご意見だと思います。

今のお話聞いていると、例えば今後の方向性という、まず現状と課題というところではまさに複合化、複雑化した課題に的確に対応するために多機関の協働による包括的な相談支援体制をどうするべきかという中に当事者性を持つ支援者、相談支援者を付けていくということが課題になるというふうに私は理解したんですけども。そうすると、今後の方向性の中に相談窓口の周知というところがあって、様々な機関を通じて相談支援体制、福祉サービスについて障害のある人や子供、関係者に対して周知していく。ここに今の話

がちよっと含まれるのかなというふうに理解したんですけれども。この辺り、少し事務局で何か議論になったところだとか、これを書く中でもし検討したことがあればちよっと情報を頂きたいんですけれどもいかがでしょうか。

(事務局 障がい福祉課 石黒)

障がい福祉課の石黒です。

今、鈴木会長がおっしゃったとおりで、ここ新たなというふうな相談支援体制の構築というタイトルになってますので、当然、今、中屋副会長がおっしゃってた、いわゆる当事者の方の相談員、あるいは同じくここには出てないですけどピアカウンセラーというのを身体障害者の方ございます。そういったことというのはこれからも当然続けていくべきだと思いますし、おっしゃるようにならざるを得ないところがありますので、そういったこともこちらのほうの相談窓口の周知というところでピアカウンセラーとか当事者相談員の方についても周知をしていきたいというふうに考えております。

(鈴木会長)

計画の中でこのような書き方ということで、実質これから情報提供していく中では当事者性を持たれている相談支援のマンパワーのこともちゃんと周知していくというところですかね。その施策の中身のところということですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。そうしましたら、同時に手が挙がりました。そしたら、山本委員さんからお願いします。

(山本委員)

中屋副会長さんからお話があったところで、自分もこういう計画を見ていて権利擁護のところ、本当にそういった障害をお持ちの方に権利擁護といったところと、それで多機関の協働による包括的な支援ということで、そういった社会になればいいなと思っております。そこで、協働というときに結局関わる方々のやはり身分保障といったところ。研修の機会が増えてきて、それで障害に関する知識を得ていって、だけれども関わる人の実際大変さとかそういったものが現実的にはあるわけで。やっぱりこういった福祉施策を進める上で、実際の支援を充実させる上で関わっていく方々の地位というかそういうものが高まっていった身分保障みたいなもの、そういったものが保障されていくこともすごく大事なことだと思ってるんです。

それで今、中屋副会長さんがおっしゃられたところ、そこは我々の福祉に携わる人間の者の前の時代を切り開いた方が、福祉施策がまだここまで充実してない時代に関わってこられた方々の誇りというものもあると思うんです。自分がそういうふうに捉えたところがあって、そういったところの身分保障であり、また携わってきた諸先輩方のそういったものの誇りというか意地というかプライドというか、そういったものの我々がまたそこを引

き継ぐというか。そういったことで横のラインも、それから縦の時系列的にも引き継いでいく。そういったことで協働を図ればいいんじゃないかなと思ってます。

そういった、今の中屋副会長さんのおっしゃられたことで、ちょっと面白い言葉が出てこないんですけど、思いました。

(鈴木会長)

はい。ありがとうございます。

非常に重要な視点だと思います。これまで、どんどん制度が変わっていく中でこれまでやはり地域の障害福祉サービスを支えてきた従事者本人、まさに活動の一道になってきた中には当事者支援者の方たちも含まれるということで、その知見を引き継ぎつつ、その方々のやはり作り上げてきたものをしっかり地域の障害福祉の中に位置付けていくという視点はとても重要だと、このように考えております。

これから、これはちょっと市のレベルということよりも県のレベルで。これ今ちょうど私が県の自立支援協議会の人材育成部会の部会長というのも仰せつかっているんですけども、その中では現状では相談支援専門員の研修というところでとどまっているんですけども、実際この部会の中で検討しなきゃいけないのは、県内の障害保健福祉従事者全般の人材育成、マンパワーの質の向上ということを順序立ててその体系を作り上げていくということでありまして、その中にはサービス管理責任者それからピアサポーターを含めた当事者支援者ですね。さらにはその先に施設職員等々というのを議論していかないといけないということがまさに今議論されています。その中からそれまで従事してきた方々のまさに知識と技術とスピリットの移譲ということをそれをどう引き継いでいくかということの議論を県の自立支援協議会の中ではまさに進めようとしているところでして、そこには大中係長にも市から入っていただいているということがありますので、そこは県の人材育成というところと市の具体の人材育成というところをつなげながらこれから作り上げていくということでご理解をいただけたらと思いますし、山本委員さんが今おっしゃったところというのは非常に重要だと思います。そこは県の人材育成部会の中でも先人たちの正に知恵とスピリットというところをこれは当事者支援者も含めてしっかりと継いでいくための方策ということを考えていきたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

それでは、曾根委員さん、よろしく申し上げます。

(曾根委員)

高知市社会福祉協議会の曾根です。

先ほど今後の方向性のところで相談窓口の周知のところで、前回のアンケートの結果が私すごい気になってるんですが、この相談窓口の周知については今までの施策の中でも継続してやってきていることだと思うんですが、無作為抽出ということでサービスを使っているとか関係機関につながっているとか関係団体に所属している方というのは周知の機会

とか情報を得る機会があるかと思えますけど、ここにつながっていない方がこの数字と思われるんですが、そういった方につながっていない方に対する周知をどんなふうにしていくかというところが、なかなか具体的な取組とか盛り込むことは難しいかなと思えますが、そういった視点を持って検討していただきたいなと考えました。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

これはもう統計的にも明らかでして、サービスにつながっている人はサービスの情報に自ら接し、そのサービスの利用を充実させていく。一方でそこにつながらない人たちは、一向に情報を得られぬままサービスにつながらない。これはいろんな全国の障害者団体がやってる調査、それから行政の調査でも明らかになっているところで、これも全国的な課題ということ。このことをどう進めていくかということは、非常に重要な課題であるということと併せて具体的にそれをどう考えていくかということは、やはり具体の施策をどう進めていくかという議論に今後なっていくと思いますので。このことを今回計画に位置付けたということですので、是非その情報が行き届かない人たちに対してどう情報を届けるかということは、具体的にやはり法則ができていないということだと思います。それはこれから市の自立支援協議会の議論ということが一定多分落ち着いてくると思うんですね。その中で是非ちょっと検討材料にさせていただきたいなと、このように思います。これは、要は相談支援体制と非常に関連するところだと思いますので、そこはちょっと自立支援協議会の中で具体的に検討進めていくということでしょうか。

(曾根委員)

はい。お願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

ちょっとただ、自立支援協議会も非常に今のところ課題が山積ですので、これは順を追って検討されるということです。これ自立支援協議会の会長にも伝えておきます。

そのほか、施策の2についてですけれどもいかがでしょうか。

よろしければ、次に施策の3についての質疑及び協議に移りたいと思います。

資料の25ページから27ページですね。このところでご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

松本委員さん、お願いします。

(松本委員)

太陽の松本です。

最初のこの理念も含んで、そして最初からの施策なんかも非常にすばらしいものができたなというふうに考えておりますが、4月に個人的ですけれども、私どもが今現在、場所を移転をするところで不動産の方とよく話をする機会が多くなりました。その中で、地域の中で企業に採用になった。そして、今アパートを探すということ。しかし、なかなかアパートを貸してくれない。その不動産、仲介業の担当の方に障害者の人が採用になったけれども、なかなかアパートが見付からない。「こんなどうならんかね」と言うたときに、実はいつ短期間で離職をされて家賃が滞納するか、それが大家さん一番心配なんです。というふうな意見言われたんです。そして、トラブルになった場合の保証人がすぐに本当に対応してくれるのか。そういうふうな大家さんの心配。それでもう一つグループホームからアパートに移る場合、隣や近所住民とのトラブルですね。やっぱり夜中に駆けつけ支援をしなければならぬケースが多々あります。それが、いきなりあるけれども、それが普通で、私たちの生活支援ワーカーも何人か辞めていきました。それも現実的にはあります。そして、不動産業者、仲介業の悩みとしては、目に見えない障害者、つまり障害者と分からずにアパートをお貸しした。しかし、夜中に変な大声が出したり、奇声があったりということで隣からクレームがあったと。後で分かったけれども、その人は発達障害ということが分かったということが。そのときにどこに相談、どこに救済を求めていいか、全然分からないと。それで、どういうふうな対応をしたらええのかも分からない。非常に不安であると。それともう一つ大家さんには家賃の滞納に対する不安よりも、緊急時、例えば台風とか地震とかそういったときに本当にこの人らは一人で逃げることができるのだろうか。決して差別してるわけでないけれども、そういったときにけがとかされたり、あるいは追突されたり、そういったときに誰がどこへ応援を求めてええのかというような不安の声が、仲介業の不動産屋さんから聞くことができました。それで、やっぱり地震が起こった場合、いろいろ地震があるけれども、パニックになって大声で泣き叫ぶ、非常時のときや、そういったときには非常に親としてもちょっと心配であると。それと、何も、これは知的障害のことなんですけれども、何も悪いうわさなどしていないのに、目が合うと自分の悪口を言っているように被害妄想になって食ってかかってくる。これが迷惑やと。どこへ相談したらいいかが。まだ暴力とか事件にはなっていないので警察は民事には対応しませんけれども。つまり相談をしていくところがどこなのか分からないというのは、大家さんもそれから仲介業者の人らもはっきり困ってる。だから、やはり私どもはここでこういう会をしてるわけですけれども、自分ら分かるんですけれど。しかし、現実の地域のそういった大家さんや仲介業の人たちはやっぱりはっきりと見えたネットワークの組織であったりとか、真っ先に駆けつけ来てくれる支援機関、相談機関、これをまず求めているんだなということが分かりました。だから、まず入居者を支援するネットワークの連携図というものをまず大家さんや仲介業者さんに分かるように指し示すことが必要やないかなと。だから、理解を求めるためにもやっぱりそういった方々に配布の資料。それは、やはり計

画のそれ以上に早くしていってもらいたいなというのを。はっきりした引っ越しの準備をしゅう間にそういった話を話すことができ非常にこちらも参考になりました。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

今のご意見は、正に障害を持たれている方がこれから地域の中で様々な参加、活躍を果たしていく、その中で自立生活を目指していくときに、実はその生活を支えている人たちの、多くは一般市民だというところがポイントだと思うんですね。大家さんであったりだとか職場の上司であったりだとか、あるいは近隣のご近所さんだったりなんかですね。その人たちがやはり障害を持つ人たちと接する中でその人たちと共に地域の中でコミュニティの中で活動していく、暮らしていく中で、やはりその人たちが直面する、あるいは直面するかもしれない課題や不安に対して具体的にどう対応していくかということのご意見だったと思います。これだけ制度が整ってきていろんな相談支援のチャンネルが出来上がっていくと、じゃあそこ実際に具体的に誰がどう動くのかというところが実は見えづらくなっていくということがあると思うんですね。正にネットワークを作っていくと、じゃあ誰が具体的にそれ進めるのていうときにはそこが妙に抽象化してしまったりだとか、人によってはそれはお鉢と、ネットワークのはずがお鉢回しになってしまったりだとかっていろんなことが起きているいうふうに、その課題にどう答えを出していくかということは非常に重要な視点であり課題だというふうにお聞きしました。その辺りは私の理解ですと正にこれから地域相談支援拠点を整備していく、あるいは相談支援体制をより手厚くしていく。そして様々な状況に対応できる相談支援ネットワークを作っていく中で、一般住民の方の不安や緊急相談にも対応していくということで、正にこれから体制作りをしていくところなんだらうというふう理解をしておってですね。このことについてもやはり計画に位置付けるというところでいえば相談支援拠点の整備であるだとか、あるいは一般への普及啓発いうところ、あるいは自立支援協議会という書き方をするとこういう書き方になっちゃうと思うんですね。恐らく、今のお話でいうと。ただし、それを具体的にどう進めていくかということについては、あまり自立支援協議会ばかりに投げてあれなんですけれども。ただ具体の中身というのやはり自立支援協議会の中でより具体的に協議をしていく、協議を図っていくところだというふうには私は理解をしているんですけども。

どうでしょう事務局さん。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

松本委員の関わっていらっしゃる事例という、お聞きする上でなかなか難しい事例だなと思ってお聞きをさせていただきました。委員の発言の中に一般就労ということと、それ

からグループホームを出た後にアパートに移るといった、そういうお話がありましたけれども。例えば、それをサービスの中で支援していくとすれば、正に 30 年 4 月から始まる就労定着支援というのが一つ当てはまってくるサービスかなというふうに思います。あと、それから平成 30 年 4 月からもう一つ自立生活援助といったサービスも開始されます。これは、施設入所でありますとか、グループホームから出て地域の中で生活を始める方について、例えば巡回をしたり様子を見たりするといったサービスになりますけれども。そういったサービスを一つ活用する手もあるのかなと思います。あとは、やっぱり困難ケースというのは他にもいろいろありまして、やっぱりそういう中では関係者が集まっての担当者会というものを開いて、いろんな方からの意見を一つ頂くといった形になろうかと思いますが。高知市といたしましては、基幹相談支援センターというものも平成 31 年度に設置する方向で準備を進めているところでございます。その基幹センターの一つの役割といたしましては、困難ケースをバックアップ、支援していくということを想定しておりますので、基幹相談センターを中心にして困難ケース支援でありますとか、それに困難ケースに携わる方も大変ご苦労が多いと思われまので、そういった方のバックアップ、人材育成ということも今後進めていきたいというふうに考えております。

(鈴木会長)

一つは国が幾つか就労定着支援や地域サロンみたいな制度を作っていく中で制度が整っていくと。ただ、それがシームレスにその人の支援をどう作り上げていくかということがもう一つ課題になるというお話だったと思うんですね。ですから、それが困難事例というのがその困難を抱えているのは当事者ということよりも周りの人の困難というところをどう支えていくかということのほうがより今のお話だと課題になっているということだと思いますので、その辺りをやはり事例を重ねながら、やっぱり支援モデルみたいなものを丁寧に取り上げていくということが一番実効的だと思うんですね。なので、そこは是非、自立支援協議会の中に幾つかの部会をこれから作っていくということも課題になるでしょうし、実際の事例をどう考えていくかということについては生活支援検討会というところも一つ使う場所だと思うんですけども、やはり事例専門において具体的に検討していき高知市の支援モデルを作っていくということがより重要なのかなというふうに聞いておりました。

はい。松本委員さん、お願いします。

(松本委員)

松本です。

実はこれも、例えば特別支援学校を就職の内定して「何かあったときに支援をお願いします」と言ってシャインに登録をされるわけやけれども、そのときに初めて会うときには全く信頼関係ないんですよ。ただ保険の代わりに判こを押しにきたというような関係。

だから、別にシャインさんに職場実習先を話してもらいたいわけでもないし、ただ何かあったときのために、そして定着支援のためにここに登録しようと思われた。それと同じように、職場定着。あるいは自分らもそうやけれども、あなたを応援に来ましたと言うても、「いやいや、僕は自分で就職したから別にいいです」と言いかねんですよ。だからやっぱり最初から信頼関係のもとに最初から関わって実習先を配分したり、あるいは一緒になって巡回したり。そういった形、信頼関係があって、行事の余暇活動も一緒にやる中でこの人の応援をしようと。だから、いろんな新しい事業をこれからやるにしても、やる前の先から1年ぐらい、やっぱり何らかの形で信頼関係をとるための関わり方。それはしていかなければ、ただ単なる新たな事業増えただけで形だけが増えただけになるので。これが来年度からやるなら今、そのやる事業所は就労移行支援事業所の所をずっと回っていたり、そういったのを今から準備していく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

(鈴木会長)

はい。ありがとうございます。今のお話はこれからの就労支援体制を高知が作る、高知市が作るというところで非常に貴重なご意見だったと思いますので、是非、就労支援検討会等でも。

澁谷委員さん、そしたら関連してでしょうか。よろしくお願いします。

(澁谷委員)

澁谷です。

就労検討会と自立支援協議会にも参加させていただいて話を進めているんですけども、今出ているこの就労定着支援の平成30年度から始まることについては、大体の大枠の要件というのは出ているんですけど、まだ検討事項が幾つか残っていて定まっていない部分はまだ多いかなというふうに思います。方針なんかも出ていませぬので、年明け2月頃にはっきりしたことが分かってくるんじゃないかなというふうに思っています。就労検討会のほうでは、新しく出てくる就労定着支援っていうものを念頭には置きながら、これまでの取組の中でどういったものが職場定着支援で必要だったのか、実際に高知市でどのような取組が今後考えられそうかっていうのを、ただいま検討している最中でワーキングも作って職場定着のワーキングの中で話を進めていて、次の自立支援協議会2月で報告をさせていただこうかなというふうに考えています。

今、課題として出ているのは、この就労定着支援が3年間のサービスになるであろうというふうに考えられていて、その先に職場定着支援をやっつけていかれるであろう場所として考えられるのは職安さんだったり、職業センターさんだったり、就業・生活支援センターというふうになっていくのかなということで。ただ、今、議論の一つで出ているのが、就

業・生活支援センターさんと就労定着支援の併用ができるかどうかは今、議論になっているので、ダブルカウントになるので使ってはいけないかもしれないというふうになっている主張の方もいれば、いやいや両方使ってやっていかないと難しいですよってというふうに、先ほど松本所長が言われたみたいに信頼関係を築いていくということだったら、並行して一緒にやっていかないとなかなか難しい部分もあるのかなというのもある。そういったものもまだ出ていないところもあるんですけど、制度としては。ただ、高知市のこれまでやってきた取組がこのような形でうまくいったというようなモデルを話していけたらいいかなというふうには考えています。3年後、5年後、大体その会社の状況とかも変わってきて、離職の危機というか、そういったものが訪れるのもそれぐらいの時期になるかなというふうに思っていて、そのときに一体どうやって関わっていくのか、そのときに集えるのかっていうのも課題になってくるかなというふうには思っています。あと、対象者としてはその移行支援事業所を使った人がこの就労定着支援とかっていうのを使うというふうになると思いますので、それ以外の方どうしたらいいのかなという課題も残っているかなと思います。

(鈴木会長)

情報提供、ありがとうございました。もう少し国から具体の中身が提示された。これでまた少し議論の余地が出てくるということだと思います。どうもありがとうございます。

実は時間が若干差し迫っております、もう一つ施策課題が残っておりますので、次の施策課題に移りたいと思いますが、28ページからのところですね。「療育・保育・教育等における切れ目のない支援体制の充実」という施策について、ご質問あるいはご意見等ございましたらお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

特によろしければ次のご報告を受けたいと思います。

はい。副会長お願いします。

(中屋副会長)

すみません、連合会の中屋です。

高校から中学校ぐらいまでがインクルーシブなシステムの教育っていうお話がずっと続いてて、ちょっと素朴な疑問なんですけど、最後に卒業後の支援に向けた強化というところで、対象者が特別支援学校在籍者というふうな文言になってるんですよ。これって飽くまでも卒業は特別支援学校で、保育園、小学校、中学校は地元の学校へ行ってくださいというような解釈を僕はするんです。もっとも高等教育は義務教育と違って、学力テストがある関係で、多分、多くの障害者の方は本来、高等学校っていう所へ行けてないわけですよ。インクルーシブな教育。そんなシステムの教育というものの自体、意味合いがそこで途切れてしまうっていうのはちょっといかなものかなというふうに思うんですよ。これ、僕がここでもう言うて叫んでも、そんなにすぐ簡単にはならないと思うんですけど

も。何か僕は昔に学校卒業した者なので、今の保育園から小学校、中学校へインクルーシブシステムっていうのはいまいれ納得できないんですよね。もちろん、教育っていうか学校なので集団生活をするっていうのが当たり前の状態であって、個別の対応をするを認めて対応しましょうっていうのはある意味、対処の方法だと僕は考えるんですよね。大勢の中で異質の者がいるということの重みに対して、じゃあ支援していきましょうっていうのは納得できるんですけど、でもそれをそのやりにくい環境の中で教育をするっていうのに物すごく時間が掛かるような気がするんですよ。療育期っていうのは結構幅が短いので、学校教育のマニュアルとかでもここまでをしましょうとか、ここまで到達しましょうっていうのは当たり前ですよね。小学校、中学校、高等部ってここまで学力をつけましょうっていうような当たり前の中で、じゃあ限られた時間で異質というか歩調を合わせていけない障害児に対して同じ場所で教育をしましょうっていうのは僕的には余りびんと来ないんですね。時間と手間暇も掛かるはずなので、同じ時間例えば1日4時間で同じ所で歩調を合わせていきましょうっていうのはよっぽどマンツーマン的な教育がなされない限り、インクルーシブな教育なんていうのはできないというふうに僕は個人的には思っていて、なかなか難しいなって思いますが。ただ、この卒業後っていうのが特別支援学校っていう所に限らず中学校で就職してもいいわけですから、そこをもうちょっと多様な、その人の個性に合った、わざわざ高等学校に行かなくても、じゃあ中学校出て昔のように中学校から就職しても別に問題はないわけですから。この卒業後っていうのはその都度出てきた者に対してあるべきだというふうに思うので、ここで特別支援学校ってこう言ってしまうと、皆さんはじゃあ小中学校終わって特殊学級が無くなるので特別支援学校にそのまま上級しましたというのが、じゃあ最初にうたってたインクルーシブなシステムっていうのはどこへ行ったのというふうになってしまうので。ちょっと僕は余り流れとしては疑問を感じるんですけどね。世の中の流れなので、仕方がないと言えば仕方がないんですが。何かそんな違和感を感じてこれを読みました。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

まず一つは、やはりそもそも日本はインクルーシブ教育をやってこなかった状況の中で、非常に世界的な流れの中でインクルーシブ教育という言葉がぼんと出てきて、その中でその体制をどう作りましょうというのは、やはり議論としてはもう少し段階を踏んだ丁寧な議論していかないとこの部分は多分深まらないだろうというご指摘だったと理解しております。

それともう一つは多分41ページの現状と課題というところの、このさっき言ったこの部分のところですかね。そうですね。特別支援学校高等部の段階では卒業後の進路に向けてというところの多様性が実はあるんじゃないかというところですし、多様性があっていいんじゃないかということのご意見だったとこのように理解しておりますが、そうい

うことでよろしいでしょうか。

(中屋副会長)

ちょっと難しいと思うんですけど、普通校の中学校で進路指導というのがあってもいいのかなと思うんですよね。

(鈴木会長)

このことを進めていく中でより、これから恐らく障害を持たれる方の教育が多様化していくというところでは、正にこの部分というのはこれからも多様性が出てくるんじゃないかと思うんですが。まずはしっかりとモデルを作っていくという段階にあるんだということでは、今回はちょっとこの書き方になるということかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

ほかに何か、この辺りで。はい、山本委員さん、お願いします。

(山本委員)

昭和会の山本です。

ひょっと今、インクルーシブの話なんで、少しそれに関連付けてになるのかもしれませんが、今回、配付資料を使わないということなんですけれども、配付資料に目を通したときに、前回の調査結果で乳幼児の心の満足度というところにおいては、非常に高い数字。パーセントが 92%、91%、97%、100%というような満足度があるにもかかわらず、結構辛辣な状態が見て取れる。今回の配付資料なんかからは見て取れる。これは一部のコンマ何%の人の意見なのかなと。そうではないと僕のほうでちょっと思ってるんですけれども。じゃあそれはどうしてこんなことが起こってるのか。今度、計画の中で 30 年度よりそれぞれの連携を更に深めていくようなことが書かれてあるんですけれども、じゃあそれを具体的にどこで取り扱っていくのかというのが、ちょっと僕はよく分からないので。実際にどこがこれを取りまとめて、この出ている課題を一個一個丁寧に解決していく作業会みたいなものができるのかできないのか、ちょっとそういうところを聞きたくてこれ読んだんですけれども。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

この計画を立てた上でこれを実際に推進し、形にしていく体制をどう構えるかということのご意見だったと思います。その教育の部分ということの。

(山本委員)

昭和会、山本です。

保育の部分もそうですけれども、そもそもインクルーシブというところで、例えば児童の発達個別支援をやってる所が保育所等訪問で行くときに、現場の保母さんなんかは必要を訴えておるけれども、管理職、管理側の人たちがインクルーシブの保育にこだわって、なかなか門外不出の状態にあるということもよく耳に伺いますので。その辺は誰がそこを点検してというか、必要なことに導いていってくださるのか、「あその園長頑固やき、あとは言っても駄目やね」で終わっちゃうのか。インクルーシブというのはそこに落とし穴があるんじゃないかなと思ってるので、そこやっぱり風穴を開けるべきところには開けて入っていけるような仕組みがないと格好悪いんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

(鈴木会長)

この辺り、いかがでしょうか。子ども育成課のほうで何か。

(小嶋委員)

会長、構わないですか。

(鈴木会長)

可能でしたら。大丈夫でしょうか。はい、どうぞ。

(小嶋委員)

先ほどからインクルーシブの教育システムの中で、やっぱり私の周りでも中学までは地元で教育受けてても、高校からはもちろんハードの面でもいろいろあって、みんなと卒業した後同じ学校に行きたいという希望があっても、なかなか行けないであったりだとかというのをやっぱり身近で聞いているので、それを次に上がる学校に相談していくのか、そういうことを相談員さんに相談していくのか、そこが一本化されてなくて、結局、諦めて特別支援学校の高等部に上がりましたという声がたくさんまたあるんですよ。卒業後とかにも関連するんですけど、やっぱり地域で、せつかく地域にいる一員なんで、その辺を今後どういうふうに声を拾い上げてもらえるのかなと、ふと思いました。

(鈴木会長)

就学支援、就学相談というところで、それが実は多様化していなくて、本来その方の希望だとか、力だとかっていうところが十分に評価されないまま、既定路線でそういうところに向かっていっちゃうということが現実の課題でしたというご意見だと思いますので、就学支援、就学相談というところを含めての体制をどう作っていくかということのご意見。あるいは、インクルーシブ教育ということが言われ始める中で、その子のケアということをどう保障していくかっていうことのご意見、2つあったわけです。非常に、これ重要で

すね。これを計画の中にはこういう書き方をし、またこの書き方でやはり書くしかないということがあるにせよ、じゃあこれ具体的にどうする。これ全体の問題にも関連するんですけども、具体的にじゃあこれどうやって実施していくのかっていうことの体制をどう考えるのかというところが非常に重要だと思います。まさに計画を推進していくための具体的な策をどうしていくのかという辺りで、子ども育成課の中で今議論されていることですか、あるいは課題抽出されていることがあれば、高知市に情報提供いただきたいですし、これから検討していくということであれば、そういうお答えでもよろしいかと思うんですけど、その辺りいかななものですかね。

(事務局 保育幼稚園課 山崎)

保育幼稚園課の山崎です。

さて、幾つかのご意見の中で療育と保育の発展というところでご意見頂きましたけども、本当に保育園でお預かりしている子供さんのケースというのは本当に様々で、やっぱり各保育園、保育士、園長がそれぞれ寄り添って相談を受けて、療育を積極的に受けたい方、また保育の中でやっていきたいとか様々であります。やっぱりそんな中で、私たちといたしますか、保育の中でやっぱり保護者の方の支援も必要でありますし、けれども熱心な余り子供さんにすごく負担がいつているような場合がありますと、やっぱりそこはそれで子供さんの状態を保護者の方にお伝えして調整していくという立場で、調整といたしますか、関係づくりをしているようなところですか。何かそれは本当にいろいろと療育機関もたくさん出てきて、すごく支援が受けられる状態も広がってきておりますけれども、そのところは一人一人の様子に応じてというところで、就学前の段階ではいろいろな啓発も含めて、子供たちが育ち合うというところで対応しているところですか。ちょっと曖昧になるかもしれませんが、なかなかこれは絶対にこうですというところは私たちも模索していただいているところでもあります。

(鈴木会長)

是非、インクルーシブ教育を本当に進めていかれる。保育を進めていっている段階では、この言葉がいいように使われてしまって、個別の支援というところがないがしろにされてしまうリスクというのは本当にあると思うんですね。この辺りは是非、行政として継続的に検討いただき、やはり一人一人のお子さんのニーズにどう対応していくかっていうことが、やはり支援の基本ということはあると思います。それは先ほど小嶋委員さんからのご意見の中で就学支援をどう進めていくか。その子の能力、あるいは希望を把握しながらどう体制を作っていくかっていうことの課題とも関連することだと思いますので、ここは是非、今日のこの委員さんのご意見を踏まえていただいて継続的にご検討いただきたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

実は時間が押しております、まだ整理中の施策以外の報告が残っておりますので、こ

これから次に移りたいと思います。ということで、すいません、もう休憩なしで進んでおりますから、どうぞお手洗いの休憩等ある委員さんはすつと抜けていただいて休憩等取っていただければと思いますが、すいません、会議はもうこのまま継続をさせていただきます。すいません、ちょっと乱暴な進行で申し訳ありませんが、それでは事務局のほうから施策①、⑤、⑥、⑦についてのご説明を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

今、ちょっと事務局と調整をしまして、施策の⑥、⑦から報告を頂くということで、施策の①と⑤については、次回にちょっと持ち越しということで時間的にもそれがよろしいかと思えます。ちょっと進行が悪くて大変申し訳ないんですが、施策の⑥、⑦の報告を頂いて①、⑤については、ちょっと次回に持ち越しということにしたいと思えますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、今日は残りの時間で施策の⑥と⑦について報告の後、協議を進めたいと思えますので、よろしく申し上げます。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

それでは、健康福祉総務課の朝比奈と申します。座って失礼いたします。

それでは、44ページのほうお聞きください。44ページの6番、啓発の充実、ともに理解し、一人ひとりが互いに支え合うまちをめざすためにというところで、まず6-1から説明させていただきます。障害への正しい理解と偏見・差別の解消というところで、現状と課題のところ1段落目、書いておりますバリアフリー化を進めるためには、建物や公共交通機関等のハードの整備だけではなく、心のバリアフリーも不可欠です。市民一人一人が障害の有無にかかわらず、互いに人権を尊重し、ともに支え合う意識の醸成が最も重要です。障害のある人やその家族が、自宅や地域で安心して生活ができるように、また、災害時の避難行動要支援者対策の推進のためにも、病院や施設から退院・退所して地域での生活を新たに始める際にも地域の理解が得られるように、疾患や障害の理解を深める啓発活動は重要です。

本市におきましても2段落目に書いてありますように、人権教育・啓発推進基本計画や人権教育・啓発推進実施計画も策定し、適宜見直しされております。また、3段落目にありますように、地域に向けての活動としましては、地区人権啓発推進委員会における人権啓発活動、学習会等への支援。それから、これまでも委員さんの方々から啓発のご意見ありましたが、「ふれあい体験学習」や「ボランティア養成事業」等を開催しておりまして、この中でもふれあい体験学習においては毎年4,000人を超える小中高生が参加しております。

また、次の段落にありますように、国が示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、障害のある子供との交流教育を始め、教育活動全体を通じて、障害のある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進していくことが大切とされております。一番下のところに、こうした取組を通

して、児童生徒の障害者の人権に対する意識の向上が図られているということを書いておりますが、今後、45 ページに書いてありますように、更に行動化につながるよう、系統的な年間計画の工夫や、教材の開発に取り組むことが必要となっております。

そのほか、その下の「なお」というところから書いておりますが、障害者差別解消法の施行に併せまして、高知市におきましては障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を定めることができました。全職員を対象とした研修を行い、周知を図っております。また、その次に書いております28年7月から「高知市手話言語条例」のほうも制定し、職員向けの研修の充実や市民向けの研修等、手話を使いやすい環境づくりに取り組んでおります。啓発の部分につきましては、この3年間で様々な活動の部分が少し前進している部分があります。

今後の方向性としましては、4点書かせてもらっておりますが、「人権教育・啓発推進基本計画」の実現に向けた取組の推進、市民等への広報・啓発の推進、教育分野での障害への理解・啓発の推進は、これまでと同様に推進していくことを書かせてもらっておりまして、付け加えまして、本年度、精神障害当事者による啓発の機会づくりを新たな方向性として追記させてもらっております。本市で養成したピアサポーター等の精神障害当事者が、学校へ出向いて体験談を話す等啓発の機会を増やしたり、精神障害当事者が社会活動に参加しやすい環境を作ることで、市民が精神障害について正しく理解することを進めていきたいと思っております。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

私のほうから続きまして、6-2 成人の発達障害のある人への理解と支援促進についてご説明をさせていただきます。資料のほうは47 ページになります。成人の発達障害につきましては、現計画の中では一つの施策としては位置付けてはおりません。ただ、成人の発達障害のある人への支援体制づくりということで、一つの項目として取り上げているところでございます。現計画におきましては、支援体制の整備を図っていく必要があるということで、医療機関や就労支援機関、地域活動支援センター、相談支援事業所などの成人の発達障害に関わる関係機関と連携をして支援体制の充実に努めるということといたしております。

次期計画についてですけれども、発達障害者支援に関しましては、この度、障害福祉計画の国の基本指針の中で、新たに見直しのポイントとして加わったところございまして、今後、県、それから市の中で発達障害者に係る支援体制の整備を図ることが求められているところでございます。本市といたしまして、今後、発達障害に係る支援体制の整備を進めていくに当たりましては、支援者の専門性の向上だけではなくて、広く関係者、それから市民の理解が進んでいくことが重要であるというふうに考えまして、今回一つの施策として位置付けをするとともに、この施策⑥啓発の充実のところに組み入れたところござ

います。

現状と課題といたしましては、発達障害に関しましては、例えば障害福祉サービス事業所であるとか、相談支援事業所といった支援機関の中では徐々に周知、理解がなされてきているのではないかと考えておまして、例えば障害者相談センター、それから就労支援事業所におきましても、個々の状況に合わせた形で支援を行っているところがございます。また、保健所におきましても、発達障害の診断の有無にかかわらず、本人や周囲の方からもご相談をお受けしているところがございます。また、地域活動支援センターのⅡ型という形で運営をしております、発達障害者就労支援センターがございますが、ここにおきましては、いろんな相談をお受けするとともに、居場所としての役割というのも担っているところがございます。ただ、現実として一方で、進学後や就職後に対人関係を伴う困難さに直面をして、結果として診断を受ける場合があったり、また診断を受けた後でもやっぱり自分自身で困難さを理解できなかつたり、また周囲からも理解されないといったような現状等がございます。あと、困難さというところを感じながらも診断や支援につながっていない場合も多いといったところが課題として挙げられるところじゃないかと思えます。これらの課題に対しましては、適切な支援につながる仕組みを構築すること。それから社会全体の理解が進んでいくといったことが必要であるというふうに考えるところです。

今後の方向性、取組といたしましては、発達障害のある人が適切な支援につながる仕組みを構築するために当事者も含めた形での、まずは検討の場を設けて、先ほど申し上げた支援につながる仕組みの構築、それから理解促進に向けた取組等について検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

それでは施策としまして、本日の協議会、最後の施策⑦になります。49ページをお開きください。⑦生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためにというところで、まず7-1、住居、交通、まちづくり、情報に関するバリアフリーの推進の部分についての説明させていただきます。

まず、住居、交通、まちづくりの部分を中心に説明させていただきますが、現状と課題でありますように、障害のある人の活動や行動範囲を広げ、社会参加を促進するためには、生活環境や社会環境のバリアフリー化を進めることが必要です、ということで書かせてもらっております。本市では住宅改修や、それから車椅子世帯に向けての市営住宅の建設等を行っているんですけども、2段落目のところに書いておりますが、住環境を整備することで、在宅生活をできるだけ長く続けられたり、自分自身でできる動作が増えることで、家族の介護負担の軽減にもつながっております。また、この平成29年4月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されました。その部分で障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、括弧で書いておりますが、

住宅セーフティネット制度が始まることになっております。こういった動きもありますし、交通に関しましては、交通バリアフリー基本構想も策定しております。その中で、高知市交通バリアフリー道路特定事業計画では、平成 29 年度末までの整備進捗率が 95.4%と一定の成果が得られております。具体的には、主に視覚障害者誘導用ブロックの貼付けや歩道整備等を行ってきました。また、最後の段落にありますように、「ひとにやさしいまちづくり条例」の中では、建築指導課は建築士の視点で、障がい福祉課は福祉の視点から各々の物件に対して指導及び助言を行ってきております。50 ページに書いております公園整備については、過去 5 年間に高知市内の 14 公園において、多目的トイレの設置や段差の解消等を行ってきました。しかし、本市が管理する 700 以上の公園のうち、早期に開設した公園の多くはバリアフリー化されておらず、早急な対応が必要となっております。

今後の方向性としまして、障害のある人が在宅生活を長く続けられるよう、引き続き住環境の整備を進めていきます。また、高知県居住支援協議会のほうも設置されておりますので、そちらと連携し、住宅セーフティネット制度の運用を円滑にし、障害者が入居できる民間賃貸住宅を拡大していきたいと思っております。そのほか、バリアフリー新法のことや、やさしいまちづくりのこと、公園整備のことについても方向性の中で書かせてもらっております。

52 ページになりますが、こちらのほうは情報のほうになりまして、これまでも情報の部分につきましては、手話通訳者の派遣や磁気ループ等を行ってきておりました。その中で、2 段落目には、日常生活用具及び補装具のことも書いておりますけども、品目のほうも給付内容を改定して、利用者のニーズに合わせたものとなっております。広報活動、IT 推進講習事業等につきましても、これまでにいろんなものを行ってきております。最後になりますが、点字図書館では点字図書や録音図書の閲覧、郵便貸出し等を行っていますが、延べ利用人数が平成 28 年度は点字図書が 305 人、録音図書は 3,221 人でした。また、対面読書サービスや個人依頼による図書や資料の点訳・音訳サービス、パソコン等視覚障害者情報支援機器の講習や、中途視覚障害者への点字教室等々、様々な対応をしております。こういったところから、充実した図書サービスが提供できるようになってきております。今後の方向性にも書いておりますが、平成 30 年 7 月に開設予定の「オーテピア高知声と点字の図書館」では、視覚に障害のある人や高齢その他の障害等で文字情報の利用が困難な人の情報拠点としての取組を進めていきたいと思っております。

それでは、54 ページ、最後になります。7-2、災害時の支援体制の構築の部分になります。現状と課題としましては、大規模な災害時には行政による早期の個別対応が困難な場合も想定され、避難行動要支援者が、すみません、「が」が抜けておりますので、訂正をお願いいたします。支援者が速やかに避難できるためには、近所同士で声を掛け合い、互いに助け合いながら避難を行う地域の力が必要不可欠です。そのため、地域の自主防災組織等で事前に避難行動要支援者を把握し、発災時に適切な支援を行うことが重要です。その下に、これの現在の進捗状況等が書かれておりますけれども、自主防災組織の結成率・数

等は平成 29 年 10 月 1 日現在で 92.9%。それから、組織としては 783 組織、15 万 1,599 世帯となっております。26 年度末に連絡協議会のほうを設立するとともに、自主防災組織結成率 100%を目指しております。また、津波避難ビルにつきましても、29 年 10 月 1 日、311 カ所を指定し、避難所 340 カ所、津波避難センター3 棟、津波避難タワー9 基を整備しております。前回の計画の策定時よりも数が増えてきております。また、下にあります消防局予防課のほうでも、単身高齢の世帯及び障害者に対する防災訪問というのが行われておりまして、各種災害による避難及び通報能力の有無等確認する上でも大きな成果を得ております。今後は急速な高齢化による対象者の増加が予測され、対象者の絞り込みも課題となっております。

55 ページの段落のところ、2 つ目の段落に平成 28 年度にはと書いておりますが、高知県南海トラフ地震時に「重点継続要医療者支援マニュアル」が策定されました。これを受けまして、庁内関係課で検討を行いまして、在宅人工呼吸器装着者のうち、24 時間呼吸器活用が必要な方の個別支援計画の関係課の担当者を中心に着手することができております。平成 29 年度 10 月現在、対象者は少ないですけれども 12 名、作成率が 9 割近くとなっております。今後もこういったことの計画等の作成、それから見直しの必要性があります。また、その下にも書いておりますけれども、日常生活用具給付事業の対象品目の中に、在宅人工呼吸器用の発電機も追加になりまして、新たな事業を開始して対象品目の拡大を行っております。

そういったこともありまして、今後の方向性につきましては、それぞれの災害対策につきましては着実にいろいろな活動を進めていきながら、本市全体の防災対応力の向上を進めていきたいというところで、計画のほうには記載させていただいております。

事務局のほうから、施策⑥と⑦につきましては以上になります。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

そうしましたら、残りの時間で、ただいま事務局から説明いただいた施策の⑥と⑦について、質疑及び協議を進めたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

はい。矢野川委員さん、お願いします。

(矢野川委員)

高知大学附属特別支援学校進路担当、矢野川です。よろしく申し上げます。

6 のところで障害への正しい理解と偏見・差別の解消ということで書かれたやつ、この会を通して今回、障害者差別への差別解消法も出てきました。それから、人権擁護のところも出てきました。結局ずっとずっと見てきたときに、やっぱり最初の高知市で策定された基本理念のところに戻っていくような気がするんですよ。何か先ほどインクルーシブ教

議論をしていると思ってます。なので、キーワードは大事にしつつというか、結局それが道しるべというか、指し示す、この船がどこへ向かっていくかというようなところを指し示す、本当に一つの道しるべなんだろうなと思って。はい。そういうところですよ。別に。はい。

(鈴木会長)

議論を進める上でのアンカーに関しては常に確認しながら進めようというご意見とと思います。非常に議論を進める上で重要な話でございます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

はい。澁谷委員さん、お願いします。

(澁谷委員)

澁谷です。7のところ、ここでもしかしたら議論とずれるかもしれないと思いつつも、ここしかないかなと思ってお話をするんですけど、就職活動を採用途中でして、結構、高知市も東西南北、就職先になりそうな所に行くバス、電車がなくて、なかなかそこを選べない障害のある方たちが多いかな。それは送迎のある福祉サービス事業所だったらいいんですけど、そうでない、そういうものがない事業所についても同じかなというふうに思っていて、なかなか行きたい場所に行き着くことができにくいので、例えばバス自体があったとしてもジャストタイムの時間のものがないとか、そういったものが結構阻んでいるなというふうに感じていて、それはどういうふうにしたらできるのか、各福祉サービスでも送迎をかなりたくさんあちこち行っていて、それもネットワークで何か解消できたらいいのになと思ったりもするんですけど、何か行きたい所に行けるようにできないものかというのが常にちょっと気になっているということが一つと、これはここで言うことなのか分からないんですけど、誰もが住み慣れた地域で安心してっていうところで経済面の心配っていうのも今してしまっていて、就職をして安定していくと障害年金のほうが減額される、等級が下がるっていうこともあって、実際、一生懸命働いていて年金が下がったことによって本当に貯金もできない状態になったりして、例えば病気になったときに入院しなければいけないっていうふうになったとしても、そうするとお仕事を休んだりする期間が長くて経済的に厳しくなったら生活保護になるのかとか、そういった経済面の心配とかっていうのも、保障っていうのも何か考えることができないかっていうのを常に思っているということです。

(鈴木会長)

はい。ありがとうございます。

まず1つ目のところ、障害を持たれている方の交通アクセスの問題です。この交通アクセスの問題は障害者福祉の問題であり、高齢福祉の問題であり、地域福祉の問題であり、

都市計画の問題というところで、この辺りってというのは関連する計画とどう関連付けられているかというか、その辺りってどういう整理をされているんですかね。逆にこれを書き起こすときに、他の計画との関連性ということをどう想定しながらこれを書き起こしているかというのは、ちょっとご説明いただきたいんですけども。多分、障害者計画だけで解決するのは、なかなかこれ難しいですよ。

これ関連してることですかね。

(竹岡委員)

育成会の竹岡です。

さっき澁谷委員さんの提案で私これずっと思ってるんですけど、地域、自立って言うんやったら、今、送迎がすごく充実してきて、親たちはすごく助かってるんですけど、学校でせつかく自立支援で、うちの子も知的ですけど、一生懸命練習して自力で学校行ったり、あっち行ったりこっち行ったりすることを覚えても、せつかく就労してあれしたら親はもっと心配もないし有り難いんですけど、やっぱり自立を考えるんやったら交通のアクセスを作って自分で行くっていうことをしないと駄目ですよ。けれど、年々ちょっと少しずつ減っていく年金についてもですし、地域で当たり前に住するには本当にさっき澁谷委員さんが言ったとおり、一人前の最低賃金というものが雇用契約を結ばれてない自分たちの子供たちは頂けないわけですよ。お金は何か向こうの B 型支援のほうの 1,220 人ぐらいの就労の人たちが、路頭に迷うということが前あったじゃないですか。そういうときにもやっぱり生活保障がなくなっている意味なんでしょうね。捨てたもんじゃない、人が捨てたもんじゃないけど、捨てる神あれば拾う神ありという言葉のとおり、いろんな人がすごく、障害のある人のためにこれだけの人が集まって、これだけの話をしてくれ、大変助かるがですけど、やっぱり一緒についていうには余りにも生活水準というのが潤わないですよ。ひょっと交通でこの周りの整備をこっだけしてくれて整えてくれるんやったら、東京交通さんみたいに障害のある人はただにするというのもちょっと地域で考えてもろうたらどうかなって思いますね。そしたら、自分の力で行くこともできるし、もうちょっと時間に暇を掛けて、ゆっくり仕事に行くということもできると思います。地域で当たり前についていうようやったら、そこら辺の周りを考える。どういうふうにしたら、その人らしく地域で暮らせるかっていうことを思うたら、はっきりいうて公共機関を使って B 型就労で行って、もらった給料からマイナスの方がちょっと多いですよ。就労していただく賃金と。給金ではないので、賃金とそれを。どこにおってもお昼ご飯を食べんといきません。けどお弁当代と交通費を使ってマイナスって何だろうっていう。東京交通さんの無料っていうすばらしいなと思ってますけれど、どうでしょうか。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。非常に重要な指摘だと思います。交通アクセスの問題と

いうのはそもそも障害を持つ方お一人お一人の生活費の問題、所得の問題とも関連していくということで、そのことも含めてやはり検討しなきゃいけないというご意見だったと思います。ただ、やっぱり、交通アクセスの確保の問題も一自治体だけで議論をしていくというのは非常に困難であると。更に言えるのは、これはやはり、障害福祉の問題に限らず、先ほども言いましたけれども、高齢福祉の問題しかり、地域福祉の問題しかり、その中でやはりより強力で検討していく必要があるってということと、もう一つはこれは都道府県レベルの課題でもあるということでは、この課題については、やはり県の施策推進協、あるいは県の自立支援協議会等々とも連携しながら、まさに政策的に働きかけていく政策的なソーシャル保障といいますか、その国に働きかけていくような形をどう高知県、あるいは高知市として進めていくかということじゃないと、なかなか現実に進まないだろうと思いますので、これは是非、次期計画を検討する上で、こういう市だけで解決できない課題をどう県につなげる。あるいは、どう県と協働しながら、それを国に働きかけていくかっていう道筋をどう考えていくかということは継続的に、やはり、この会でも議論していく必要があるのかなと。なかなかそれを、市の計画の中に盛り込んで、市で通していくところでは、現状においてはなかなか難しい。ただし、それをやはり県とコラボレーションする、あるいは当事者団体の皆さんとコラボレーションする。あるいはその様々なネットワークとコラボレーションする中でそのことを考えていくっていう発想がやはり必要なんだろうと思いますので、このことはまた次期計画の議論と併せて継続的に少し検討していくという課題にさせていただければと、このように思います。

大変恐縮ではございますが、時間でございます。この議論はちょっと中身の話でもございますので、次回の計画推進協が1月10日の予定になっておるかと思いますが、間違いないでしょうか。その中で残っている施策の①、それから施策の⑤については報告とそれから協議ということを進めていくこととなりますので、あわせて今日ちょっとこの会議の中でどうしても発言できなかったこと、あるいはやはりもう少しこは議論したほうがいいんじゃないかということについては、引き続き協議の時間を設けたいと思いますので、そこで是非今日ちょっと言いそびれたことというのは記録、委員さん確認しておいていただいて、次の会のところで是非お出しいただくということをお願いしたいと思います。

ということで、時間となりましたので事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。

ちょっと補足で私がこの後しゃべろうと思っていた次回の開催日、全部会長が言ってくれましたので、1月10日が次回の会議になります。重ねてのご案内になります。それから、資料の一番最後のほうにございます、57ページに今後のスケジュールというのを掲載しております。簡単にご説明しますと、本日12月1日、今回ですね。それから、先ほど申しました1月10日に第4回の協議会、ここで今日できなかった施策①と⑤について。

それから、議論の確認、継続的なご意見、続きのご意見があったら、ここで頂戴すると。それと、障害福祉計画と総合計画の素案についてのご協議をいただきます。そこで大体これでいいだろうというご承認を頂けたら、パブリックコメントにかけて第5回の推進協議会を2月下旬、若しくは3月上旬に行ってその後で市長答申というスケジュールでございますので、よろしくをお願いします。

なお、次回、今回と同じようにまた内容盛りだくさんでございますので、委員の皆様には大変ご足労をお掛けしますが、また30分延長で2時間半の会を予定しておりますのでご協力をよろしくをお願いします。

以上をもちまして、平成29年度第3回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。